# 国際課税のケース・スタディ

## 米国子会社の借入金利子に係る課税

〔事　例〕

内国法人甲社の100%所有の米国子会社A社（1994年設立）は，事業資金として借入を行いたいが，米国には1989年の歳入調整法（以下「旧法」という）により1989年７月11日以降開始する課税年度に適用されたアーニングス・ストリッピング・ルール（以下「ESR」という）という規定（内国歳入法典163条(j)）がある。このESRの適用を受けると，米国法人A社の支払利子が損金算入を制限されるが，できたらこの適用を回避したいと考えている。

さらに，このESRが，1993年歳入調整法（以下「改正法」という）により改正され，より一層その適用が厳格になったと聞いているが，次のそれぞれの場合，米国における課税関係はどのようになるのか。なお，内国法人甲社は，米国（ニューヨーク）に支店を有している。

① 内国法人甲社が，直接，事業資金をA社に融資する場合

② 内国法人甲社が，保証をして，邦銀からA社に融資をする場合

③ 内国法人甲社の米国支店が，事業資金をA社に融資する場合

〔検　討〕

### 1　改正前のESRの取扱い

ESRとは，米国法人及び米国以外の法人で米国支店を有するものが，直接又は間接に50%超の所有関係にある関係会社（以下「関連者」という）に対する支払利子の損金算入を制限する規定である。具体的には「不適格利子」と「超過支払利子」のいずれか小さい金額が損金不算入となる。損金不算入とされた金額は，翌期以降に無期限に繰り延べられ，翌期の不適格利子に加算される。ただし，セーフ・ハーバー・ルールとして，期末時の負債／資本比率が1.5以下である場合には，ESRは適用されないことになっている。

A　不適格利子

「不適格利子」とは，利子支払者の関連者に直接又は間接（例えば，ダミーを用いる場合）に支払われるかあるいは発生した利子で，関連者の米国での申告課税の対象になっていないもの，あるいは米国での源泉徴収の対象となるものの，米国国内法による30%の税率を租税条約の恩典により軽減される部分をいう。例えば，米国子会社が，日本親会社に利子を支払う場合は，日米租税条約の恩典により，源泉税率が30%から10%に軽減されるので，この軽減される部分（支払利子の2/3）が不適格利子となる。

B　超過支払利子

「超過支払利子」とは，支払利子の純額（支払利子－受取利子）から，調整後課税所得金額（調整前課税所得金額＋支払利子の純額＋繰越欠損金当期控除額＋減価償却費±その他の調整額）の50%相当額と，過去３年度の繰越限度余裕額（原

則として調整後課税所得金額の50％相当額から支払利子の純額を控除した金額のうち超過支払利子の算定上控除されなかった部分）との合計額を控除した金額である。したがって，支払利子より受取利子の方が常に大きい法人，あるいは調整後課税所得金額が大きいため，その50％相当額が常に支払利子の純額を上回る法人は，超過支払利子が発生しないため，不適格利子があっても，損金不算入額は生じないことになる。

上記のESRの規定の適用に際しては，子会社ごとに算出するのではなく，関連グループ全体で算出される。この関連グループとは，米国で連結納税が可能な米国子会社及び，1991年の財務省規則案では，直接又は間接に80％以上の所有関係にある米国子会社をも含むものと規定されている。例えば，日本法人が100％米国子会社2社を有している場合は，当該子会社2社は親会社が外国法人であるため，米国で連結納税はできないが，両社は互いに100％間接的に所有していることになるため，ESR適用上は関連グループとみなされる。

事例①は，内国法人甲社が，直接，事業資金をA社に融資する場合であるが，甲社が所有する米国子会社はA社のみであることから，関連会社グループの検討は必要としない。したがって，A社の負債／資本の比率が1.5以下で，セーフ・ハーバー・ルールに合致するものであれば，ESRの適用を検討する必要はないことになる。

しかしながら，A社の負債／資本の比率が上記の比率を超えるときは，A社の甲社に対する支払利子は，関連者に直接支払われる利子であり，かつ，米国国内法による利子の源泉徴収の30％の税率が日米租税条約による10％に軽減されることから，改正前の規定においても，その支払利子の2/3が不適格利子となる。その結果，A社の超過支払利子の額といずれか小さい方の金額が損金算入ということになる。

### 2　改正後のESRの取扱い

改正法により，非関連者に対して支払われる利子についても本規制の適用が生ずる場合がある。すなわち非関連者に支払われるかあるいは発生した利子で，その債務について不適格保証（外国関連者あるいは非課税団体によりなされた保証）が付され，かつ，当該利子について総額ベースの課税（30％源泉徴収課税）が行われていない部分も，不適格利子として取り扱われることになった。ただし，財務省規則の規定する条件で，保証人が当該利子を収受したとするならば，米国において純額ベースの課税（申告課税）を受ける場合，あるいは利子支払者がその保証人の80％以上の持ち分を直接又は間接に所有している場合は不適格保証から除かれることになっている。この改正法は，1994年1月1日以降開始する事業年度から適用される。

事例②では，内国法人甲社が，保証をして，A社が邦銀から融資を受ける場合であり，A社が外国関連者である甲社に利子を支払うわけではないので，旧法では，原則として，ESRの適用はなかった。しかし，改正法により，外国関連者である甲社による債務保証が付されていることから，不適格保証となり，かつ，米国国内法による源泉徴収課税を受けていない部分は，不適格利子として，損金算入の制限を受けることになる。

したがって，この場合，当該利子が，邦銀の日本国内の本店又は支店に支払われるのであれば，米国で10％の軽減税率により源泉徴収を受けることになるため，その支払利子の2/3が不適格利子として損金算入の制限を受けることになる。また，当該利子が，邦銀の米国支店に支払われるのであれば，当該邦銀米国支店は純額ベース（申告課税）での課税は受けるものの，源泉徴収による総額ベースの課税は一切受けないことから，その支払利子の全額が不適格利子として損金算入の制限を受

けることになる。

**(邦銀米国支店から親会社保証融資を受けた場合の計算例)**

| | | |
|---|---|---|
| イ | 調整前課税所得 | 3,000 |
| ロ | 受取利子 | 1,000 |
| ハ | 支払利子(親会社保証融資) | 16,000 |
| ニ | 支払利子の純額(ハ−ロ) | 15,000 |
| ホ | 減価償却費 | 2,000 |
| ヘ | 調整後課税所得(イ+ニ+ホ) | 20,000 |
| ト | への50% | 10,000 |
| チ | 超過支払利子(ニ−ト) | 5,000 |
| リ | 不適格利子(ハ) | 16,000 |
| ヌ | 損金不算入額(チとリのいずれか小さい方) | 5,000 |

事例③では，内国法人甲社の米国支店が，事業資金をA社に融資する場合であり，A社が関連者に利子を支払うという点は事例①と同じであるが，当該利子は，支払を受ける甲社の米国支店にとっては米国での申告課税の対象になることから，不適格利子とならないことになる。ただし，米国支店はA社に融資する資金を，金融機関から調達して利子を支払うことになると思われるが，米国支店の米国での申告上，損金算入できる支払利子の限度額は財務省規則1.882-5条により制約を受けることから，必ずしも甲社のグループにとって有利になるとは限らないので注意を要する。

(注) 現行の財務省規則1.882-5条によれば，米国支店の米国法人税申告上，支払利子の損金算入可能額(通貨別プール法の場合)は

$$\text{米国支店の米国実質関連資産の額} \times \frac{\text{甲社の負債}}{\text{甲社の資産}} \times \text{平均外部調達利率}$$

となり，当該支店が実際に支払った利子の額が損金算入できるわけではない。

事例とは別に，甲社の米国支店が保証をして，A社が金融機関から資金を借り入れるというケースも考えられる。この場合は，前述の改正法の但書にあるように，「保証人が当該利子を収受したとするならば，米国において純額ベースの課税(申告課税)を受ける場合」に該当し，不適格保証とならず，ESRの適用がないようにみえるが，「財務省規則で規定する条件」とあるところの「財務省規則」が出されていないため，現時点では判断が難しいところであろう。

### 3 結 論

甲社及びA社の場合，将来的な問題であることから，ESRの適用を回避するのであれば，甲社がA社の増資を引き受けることで，ESRのセーフ・ハーバー・ルールを充たすことができれば問題は生じない。この他にも，米国子会社に優先株を発行させて，負債／資本比率を下げる，あるいは，A社の資金用途が設備投資であれば，設備のオペレーティング・リースを受けるスキームに変更する方策をとっている日系企業もあるようである。

改正法では，保証の定義を「ある者が（直接的に，あるいは間接的に）他の者の債務に係る義務を，条件付又は無条件で請け負う取決めも含む」として，相当広くとらえていることから，今後公表されるであろう保証に関する財務省規則も，多くの日系米国子会社に影響を及ぼすものと考えられる。したがって，当該改正法の影響については，想定できる事例を総合的に検討する必要があろう。

**(税理士　小沢　進)**